

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（令和4年度第1回）議事概要

開催日及び場所	令和5年2月15日（水） Microsoft Teams によるオンライン開催	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 原田 一敏（ふくやま美術館 館長／東京藝術大学 名誉教授）</p> <p>○委員 西浦 忠輝（特定非営利活動法人文化財保存支援機構 副理事長） 上野 憲一郎（株式会社三越伊勢丹 美術営業部 営業部長） 山田 美代子（公認会計士） 久留島 典子（独立行政法人国立文化財機構 監事） 稲垣 正人（独立行政法人国立文化財機構 監事）</p>	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
個別審査対象案件	121件	○議事
令和4年度（4～9月期）契約 （競争性のない随意契約（継続・新規））	41件	<p>（報告事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和3年度第2回契約監視委員会の実施結果について 前回委員会における指摘事項等のフォローアップについて 令和4年度上半期契約実績について
令和4年度（4～9月期）契約 （一者応札・一者応募（継続・新規））	41件	<p>（協議事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和4年度（4～9月期）契約点検（競争性のない随意契約（継続・新規）） 令和4年度（4～9月期）契約点検（一者応札・一者応募（継続・新規）） 令和4年度（4～9月期）契約点検（その他案件）
令和3年度（10～3月期）契約 （その他案件）	39件	

※委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括については、【別紙1】のとおり

【別紙1】

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>(報告事項)</p> <p>1. 令和4年度第1回契約監視委員会の実施結果について 特段の質問事項はなし</p> <p>2. 前回委員会における指摘事項等のフォローアップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館の京浜急行線羽田空港国際線ターミナル駅広告媒体掲出業務契約について →新たにアンケート調査を実施しその認知状況を諮るなど、SNSの発展に伴い広報活動が年々変化 する中で、費用対効果の面から継続の可否を東京 国立博物館内で引き続き検討する必要がある。 <p>3. 令和4年度上半期契約実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今の情勢に伴う光熱費や工事などの入札不調 が生じているが、今後の見通しについて如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の物価高騰、原材料費の供給不足等の影響に より、今後も入札不調等が生じるリスクは高いと考 えられる。
<p>(協議事項)</p> <p>1. 令和4年度(4~9月期)契約(競争性のない 随意契約(継続・新規))の点検</p> <p>(1) 該当の契約41件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州国立博物館の特別展に伴う追加ポスト配置 契約の調達方法について如何。 ・奈良文化財研究所の自動車再リース契約におい て、継続して契約車両を使用することの安全性 等について如何。 ・東京国立博物館本館地階収蔵庫空調設備改修工 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間契約に付随する追加契約のためである。 ・契約車両の走行距離及び契約期間に照らし合わせ て適切であると考え、本契約を締結したものであ る。 ・工事实績等を確認したうえで、本工事契約を適切

<p>事の契約における、契約相手先の選定の方法について如何。</p> <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度(4~9月期)契約(競争性のない随意契約(継続・新規))について、妥当であると判断する。 <p>2. 令和4年度(4~9月期)契約(一者応札・一者応募(継続・新規))の点検</p> <p>(1) 該当の契約41件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立文化財機構情報ネットワーク・インフラ設計業務の公告期間が10日の理由について如何。 ・奈良国立博物館の茶室改修その他工事一式の公告期間が20日未満の理由について如何。 <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度(4~9月期)契約(一者応札・一者応募(継続・新規))について、妥当であると判断する。 <p>3. 令和4年度(4~9月期)契約(その他案件)の点検</p> <p>(1) 該当の39件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館平成館3階空調設備改修その他 	<p>に履行可能と考え、契約の相手先を選定した。</p> <p>・本設計完了後に速やかにインフラ構築に取りかかる必要があり、設計業務の履行期間を確保するため、やむを得ず公告期間を10日間とした。なお、公告期間10日間は当機構の会計諸規定上、適切な期間である。</p> <p>・竣工日程が既に定められている一方で、入札を公告する時期が予算上の制約により遅れたためである。なお、公告期間10日間は当機構の会計諸規定上、適切な期間である。</p> <p>・十分な公告期間を確保し、複数の入札参加があっ</p>
---	---

<p>工事の公告期間及び契約相手先について如何。</p> <p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年度(4~9月期)契約(その他案件)について、妥当であると判断する。 <p>以上</p>	<p>た。入札にあたっては適切な参加条件を付しており、入札参加者はいずれも本契約を履行出来得る者であったと考えている。</p>
---	---